

『スーパー定期規定（複利用）』  
[自由金利型定期預金(M型)規定(複利用)]

第1条（預金の支払時期）

スーパー定期（以下「この預金」といいます。）は通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条（利息）

- 1.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（または証書表面）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- 2.この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- 3.この預金を第3条により満期日前に解約する場合および預金共通規定第11条第3項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の1か月以上3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |                |               |
|----------------|---------------|
| A. 6か月未満       | 解約日における普通預金利率 |
| B. 6か月以上1年未満   | 約定利率×50%      |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×70%      |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×70%      |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%      |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70%      |

②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |                |               |
|----------------|---------------|
| A. 6か月未満       | 解約日における普通預金利率 |
| B. 6か月以上1年未満   | 約定利率×20%      |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×30%      |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×40%      |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×50%      |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×60%      |

③預入日の3年超4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |                |               |
|----------------|---------------|
| A. 6か月未満       | 解約日における普通預金利率 |
| B. 6か月以上1年未満   | 約定利率×10%      |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20%      |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30%      |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40%      |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×50%      |
| G. 3年以上3年6か月未満 | 約定利率×70%      |
| H. 3年6か月以上4年未満 | 約定利率×70%      |

④預入日の4年超5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |                |               |
|----------------|---------------|
| A. 6か月未満       | 解約日における普通預金利率 |
| B. 6か月以上1年未満   | 約定利率×10%      |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10%      |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20%      |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30%      |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40%      |
| G. 3年以上3年6か月未満 | 約定利率×60%      |
| H. 3年6か月以上4年未満 | 約定利率×60%      |
| I. 4年以上4年6か月未満 | 約定利率×80%      |
| J. 4年6か月以上5年未満 | 約定利率×80%      |

4.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（解約）

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

第4条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在